

附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条の規定 公布の日

二 第十二条の三の改正規定(同条第八項中「若しくは第十四条の四第十三項」を「第十四条の四第十三項若しくは第十四条の五第四項」に改める部分を除く。)、第十四条の四第十三項若しくは第十四条の五第四項(同条第十項中「若しくは第十四条の四第十三項」を「第十四条の四第十三項若しくは第十四条の五第四項」に改める部分を除く。)、第十二条の四の改正規定、第十二条の五の改正規定(同条第十項中「若しくは第十四条の四第十三項」を「第十四条の四第十三項若しくは第十四条の五第四項」に改める部分を除く。)、第十二条の六の改正規定、第十三条の三、第十五条の四の七第二項及び第十九条の五第一項第三号の改正規定、第二十四条の四の改正規定(第十二条の五第八項)を「第十二条の五第九項」に改める部分に限る。並びに附則第六条(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)の項の改正規定中「第十二条の五第八項」を「第十二条の五第九項」に改める部分に限る。)、第七条及び第八条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(新法第十二条の七等の適用に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(次条において「施行日」という。)から前条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間におけるこの法律による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「新法」という。)第十二条の七第四項並びに第二十七条の二第四号、第九号及び第十号の規定の適用については、同項中「第十二条の五第一項から第七項まで、第十項及び第十一項」とあるのは「第十二条の五第六項」とあるのは「第十二条の五第五項」と、同条第九号中「第十二条の五第一項又は第二項(これらの規定を」とあるのは「第十二条の五第一項」と、同条第十号中「第十二条の五第三項又は第四項」とあるのは「第十二条の五第二項又は第三項」とする。

(有害使用済機器の保管等の届出に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に有害使用済機器(新法第十七条の二第一項に規定する有害使用済機器をいう。以下同じ。)の保管又は処分を業として行っている者(適正な有害使用済機器の保管を行うことができるものとして同項の環境省令で定める者を除く。)は、施行日から六月を経過する日までの間は、同項の規定による届出をしないで、有害使用済機器の保管又は処分を行うことができる。(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、附則第一条第二号に規定する規定の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第六条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)の項中「第十二条の五第八項」を「第十二条の五第九項」に改め、「第十二条の六」の下に、「第十二条の七第一項、第二項、第三項(同条第八項において準用する場合を含む。)、第七項、第九項及び第十項を加え、「第十四条の三の二(第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)」を「第十四条の三の二第一項(第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。))及び第二項(第十四条の六において準用する場合を含む。)」に、「第九条の六並びに第九条の七第二項」を「並びに第九条の六、

第十五条の四において準用する第九条の七第二項、第十七条の二第二項、同条第三項において準用する第十八条第一項、第十九条第一項、第十九条の三(第一号及び第三号を除く。))及び第十九条の五第一項(第二号から第九号までを除く。))に、「第二十一条の二」を「第十九条の十第二項において読み替えて準用する第十四条の五第一項、第二十一条の二」に改める。

(特定家庭用機器再商品化法の一部改正)

第七条 特定家庭用機器再商品化法(平成十年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第五十条第三項中「及び第十二条の三第一項」を「第十二条の三第一項及び第十二条の五第一項」に改める。

(使用済自動車の再資源化等に関する法律の一部改正)

第八条 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第二百二十二条第十四項中「第十二条の三第一項」の下に「及び第十二条の五第一項」を加える。

総務大臣 山本 早苗

経済産業大臣 世耕 弘成

環境大臣 山本 公一

内閣総理大臣 安倍 晋三

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年六月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第六十二号

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成四年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「該当するもの」の下に「(条約第十一条に規定する二国間の、多数国間の又は地域的な協定又は取決め(以下「条約以外の協定等」という。))に基づきその輸出、輸入、運搬(これに伴う保管を含む。以下同じ。))及び処分について規制を行う必要がない物であつて政令で定めるものを除く。」を加え、同号イ中「であつて」を「のうち」に改め、「もの」の下に「であつて、その処分の目的ごとに、かつ、輸出及び輸入の別に応じて環境省令で定めるもの」を加え、同号に次のように加える。

ホ 条約の締約国である外国(以下このホにおいて「条約締約国」という。))において条約第一条

1に規定する有害廃棄物とされている物であつて、当該条約締約国を仕向地又は経由地とする

輸出に係るものとして環境省令で定めるもの

第二条第一項第二号中「条約第十一条に規定する二国間の、多数国間の又は地域的な協定又は取決め(以下「条約以外の協定等」という。))を「条約以外の協定等」に改め、「(これに伴う保管を含む。以下同じ。))」を削り、同条第三項中「第一項第一号二」を「第一項第一号イ、二及びホ」に改める。

第四条第三項中「について」の下に「環境省令で定める」を加える。

第六条第三項ただし書中「第十四条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

第八条第一項に次のただし書を加える。

ただし、第十四条第一項の認定を受けた者が、第十五条第一項の認定を受けた者が同項の認定に係る条約附属書IVBに掲げる処分作業(以下「再生利用等」という。)を行うために使用する目的で、特定有害廃棄物等を輸入しようとする場合は、この限りでない。

第十條第三項第二号及び第十二條第二項中「第十四條第二項」を「第十七條第二項」に改める。
 第二十四條を第二十七條とし、第二十三條を第二十六條とする。
 第二十二條第四号中「第十五條」を「第十八條」に改め、同條第五号中「第十六條第一項」を「第十九條第一項」に改め、同條を第二十五條とする。
 第二十一條の前の見出しを削り、同條中「第十四條」を「第十七條」に改め、同條を第二十四條とし、同條の前の見出しとして「(罰則)」を付する。
 第二十條を第二十三條とし、第十九條を第二十二條とする。
 第十八條第一項中「第十四條」を「第十七條」に改め、同條を第二十一條とする。
 第十七條に次の五号を加える。

- 六 第十四條第一項の認定又はその更新を受けようとする者
- 七 第十四條第五項の認定を受けようとする者
- 八 第十五條第一項の認定又はその更新を受けようとする者
- 九 第十五條第五項において準用する第十四條第五項の認定を受けようとする者
- 十 第十六條において準用する第十條第四項の規定により移動書類の書換えを受けようとする者
- 第十七條を第二十條とする。
- 第十六條第二項中「又は輸入された」を「輸入された」に改め、「行う者」の下に「又は第十四條第一項若しくは第十五條第一項の認定を受けた者」を加え、同條を第十九條とする。
- 第十五條第二項中「又は輸入された」を「輸入された」に改め、「行う者」の下に「又は第十四條第一項若しくは第十五條第一項の認定を受けた者」を加え、同條を第十八條とする。
- 第十四條第二項中「第十六條第二項」を「第十九條第二項」に改め、同條を第十七條とする。
- 第十三條の次に次の三條を加える。

(再生利用等目的輸入事業者の認定)

第十四條 特定有害廃棄物等を輸入しようとする者は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、経済産業大臣及び環境大臣の認定を受けることができる。

- 一 当該輸入の目的が、次条第一項の認定を受けた者が行う当該認定に係る再生利用等であること。
 - 二 当該輸入を行うおととする者が、当該輸入を的確に行うことができる者として経済産業省令、環境省令で定める基準に適合する者であること。
 - 三 当該輸入及び次条第一項の認定に係る施設への運搬が、人の健康の保護及び生活環境の保全上支障のないものとして経済産業省令、環境省令で定める基準に適合すること。
 - 四 前項の認定を受けようとする者は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他経済産業省令、環境省令で定める書類を経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その法人番号及び代表者の氏名
 - 二 前項第三号に係る次条第一項の認定を受けた者に関する事項
 - 三 輸入しようとする特定有害廃棄物等の種類及び輸入の方法
- 三 経済産業大臣及び環境大臣は、第一項の認定を受けようとする者が同項各号のいずれにも適合していることを認めるときは、同項の認定をするものとする。
- 四 第一項の認定は、五年を超えない範囲内で政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 五 第一項の認定を受けた者は、第二項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、経済産業大臣及び環境大臣の認定を受けなければならない。ただし、その変更が経済産業省令、環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。
- 六 第三項の規定は、第四項の認定の更新及び前項の認定について準用する。この場合において、第三項中「同項各号」とあるのは、「第一項各号」と読み替えるものとする。

7 第一項の認定を受けた者は、第五項ただし書の経済産業省令、環境省令で定める軽微な変更をしたときは、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

8 経済産業大臣及び環境大臣は、第一項の認定を受けた者が同項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は第五項若しくは前項の規定に違反したときは、当該認定を取り消すことができる。

9 前各項に規定するもののほか、第一項及び第五項の認定並びに第四項の認定の更新に関し必要な事項は、政令で定める。

(再生利用等事業者の認定)

第十五條 特定有害廃棄物等の再生利用等を行うおととする者は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、経済産業大臣及び環境大臣の認定を受けなければならない。

- 一 当該再生利用等を行うおととする者が、当該再生利用等を的確に行うことができる者として経済産業省令、環境省令で定める基準に適合する者であること。
 - 二 当該再生利用等を行うおととする者が設置し、又は設置しようとする当該再生利用等を行うおととする施設及び当該施設における当該再生利用等が、人の健康の保護及び生活環境の保全上支障のないものとして経済産業省令、環境省令で定める基準に適合すること。
 - 三 前項の認定を受けようとする者は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他経済産業省令、環境省令で定める書類を経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その法人番号及び代表者の氏名
 - 二 再生利用等を行うおととする施設
 - 三 再生利用等を行うおととする特定有害廃棄物等の種類及び処理の方法
 - 四 経済産業大臣及び環境大臣は、第一項の認定を受けようとする者が同項各号のいずれにも適合していることを認めるときは、同項の認定をするものとする。
 - 五 第一項の認定は、五年を超えない範囲内で政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
 - 六 前条第五項から第八項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、同条第五項中「第二項各号」とあるのは、「次条第二項各号」と、同条第六項中「第三項の」とあるのは「次条第三項の」と、「第四項」とあるのは「同条第四項」と、「第三項中」とあるのは「同条第三項中」と読み替えるものとする。
 - 七 前各項に規定するもののほか、第一項及び前項の規定により準用する前条第五項の認定並びに第四項の認定の更新に関し必要な事項は、政令で定める。
 - 八 (輸入移動書類に関する規定の準用)
- 第十六條 前条第一項の認定を受けた者による同項の認定に係る再生利用等に使用する目的で、第十四條第一項の認定を受けた者が特定有害廃棄物等を輸入する場合については、第九條第二項前段及び第三項並びに第十條から第十三條までの規定(これらの規定に係る罰則を含む)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九條第二項前段	
前項の規定により輸入移動書類の交付を受けた者	特定有害廃棄物等を輸入した第十四條第一項の認定を受けた者
輸入移動書類とともに	当該特定有害廃棄物等に係る移動書類とともに
当該輸入移動書類	当該移動書類
輸入移動書類の交付を受けた者等	再生利用等目的輸入事業者等

第九條第三項	輸入移動書類の交付を受けた者等	再生利用等目的輸入事業者等
第十條第一項	前項後段の規定により輸入移動書類の再交付を受けた場合において、失つた輸入移動書類	前項前段の場合において汚損し、若しくは失つた移動書類と同一の内容の移動書類を入手したとき又は失つた移動書類
第十條第二項及び第三項	当該輸入移動書類を添付して、遅滞なく	遅滞なく
第十條第四項	前条第一項の規定により輸入移動書類が交付された	第十四條第一項の認定を受けた者により輸入された
第十條第五項、第十一條及び第十二條の見出し	当該輸入移動書類	当該輸入特定有害廃棄物等に係る移動書類
第十二條第一項	輸入移動書類の交付を受けた者等	再生利用等目的輸入事業者等
第十二條第二項、第十三條、第二十五條第三号及び第二十六條第一号	輸入移動書類に係る	当該再生利用等目的輸入事業者等が携帯する移動書類
附則 (施行期日)	再生利用等目的輸入事業者等	再生利用等目的輸入事業者等
第一条	この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六條の規定は、公布の日から施行する。	再生利用等目的輸入事業者等
第二条	この法律の施行の際現にされているこの法律による改正前の特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（次条において「旧法」という。）第四條第一項の規定による承認の申請は、この法律による改正後の特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（以下「新法」という。）第四條第一項の規定による承認の申請とみなす。	再生利用等目的輸入事業者等
第三条	この法律の施行前に輸入された旧法第二條第一項各号に掲げる特定有害廃棄物等（以下この条及び次条において「旧特定有害廃棄物等」という。）又はこの法律の施行前に旧法第八條第一項の承認を受けた者が輸入しようとする当該承認に係る旧特定有害廃棄物等のうち、新法第二條第一項各号に掲げる特定有害廃棄物等（以下この条及び次条において「新特定有害廃棄物等」という。）に該当しないものについては、新特定有害廃棄物等とみなす。	再生利用等目的輸入事業者等
第四条	新法第十七條第一項、第十八條第一項及び第十九條第一項の規定は、新特定有害廃棄物等のうち、旧特定有害廃棄物等に該当しないものであって、この法律の施行前に輸出されたものについては、適用しない。	再生利用等目的輸入事業者等

（罰則に関する経過措置）

第五條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第七條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

天皇の退位等に関する皇室典範特例法をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十九年六月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

経済産業大臣 世耕 弘成
環境大臣 山本 公一
内閣総理大臣 安倍 晋三

（趣旨）

第一条 この法律は、天皇陛下が、昭和六十四年一月七日の御即位以来二十八年を超える長期にわたり、国事行為のほか、全国各地への御訪問、被災地のお見舞いをはじめとする象徴としての公的な御活動に精励してこられた中、八十三歳と御高齢になられ、今後これらの御活動を天皇として自ら続けられることが困難となることを深く案じておられること、これに対し、国民は、御高齢に至るまでこれらの御活動に精励されている天皇陛下を深く敬愛し、この天皇陛下のお気持ちを理解し、これに共感していること、さらに、皇嗣である皇太子殿下は、五十七歳となられ、これまで国事行為の臨時代行等の御公務に長期にわたり精勤されておられることという現下の状況に鑑み、皇室典範（昭和二十二年法律第三号）第四條の規定の特例として、天皇陛下の退位及び皇嗣の即位を実現するとともに、天皇陛下の退位後の地位その他の退位に伴い必要となる事項を定めるものとする。

（天皇の退位及び皇嗣の即位）

第二条 天皇は、この法律の施行の日限り、退位し、皇嗣が、直ちに即位する。

（上皇）

第三条 前条の規定により退位した天皇は、上皇とする。

2 上皇の敬称は、陛下とする。

3 上皇の身分に関する事項の登録、喪儀及び陵墓については、天皇の例による。

4 上皇に関しては、前二項に規定する事項を除き、皇室典範（第二条、第二十八條第二項及び第三項並びに第三十條第二項を除く。）に定める事項については、皇族の例による。

（上皇后）

第四条 上皇の後は、上皇后とする。

2 上皇后に関しては、皇室典範に定める事項については、皇太后の例による。

（皇位継承後の皇嗣）

第五条 第二条の規定による皇位の継承に伴い皇嗣となつた皇族に関しては、皇室典範に定める事項については、皇太子の例による。

法律第六十三号

天皇の退位等に関する皇室典範特例法

（趣旨）

第一条 この法律は、天皇陛下が、昭和六十四年一月七日の御即位以来二十八年を超える長期にわたり、国事行為のほか、全国各地への御訪問、被災地のお見舞いをはじめとする象徴としての公的な御活動に精励してこられた中、八十三歳と御高齢になられ、今後これらの御活動を天皇として自ら続けられることが困難となることを深く案じておられること、これに対し、国民は、御高齢に至るまでこれらの御活動に精励されている天皇陛下を深く敬愛し、この天皇陛下のお気持ちを理解し、これに共感していること、さらに、皇嗣である皇太子殿下は、五十七歳となられ、これまで国事行為の臨時代行等の御公務に長期にわたり精勤されておられることという現下の状況に鑑み、皇室典範（昭和二十二年法律第三号）第四條の規定の特例として、天皇陛下の退位及び皇嗣の即位を実現するとともに、天皇陛下の退位後の地位その他の退位に伴い必要となる事項を定めるものとする。

（天皇の退位及び皇嗣の即位）

第二条 天皇は、この法律の施行の日限り、退位し、皇嗣が、直ちに即位する。

（上皇）

第三条 前条の規定により退位した天皇は、上皇とする。

2 上皇の敬称は、陛下とする。

3 上皇の身分に関する事項の登録、喪儀及び陵墓については、天皇の例による。

4 上皇に関しては、前二項に規定する事項を除き、皇室典範（第二条、第二十八條第二項及び第三項並びに第三十條第二項を除く。）に定める事項については、皇族の例による。

（上皇后）

第四条 上皇の後は、上皇后とする。

2 上皇后に関しては、皇室典範に定める事項については、皇太后の例による。

（皇位継承後の皇嗣）

第五条 第二条の規定による皇位の継承に伴い皇嗣となつた皇族に関しては、皇室典範に定める事項については、皇太子の例による。